



2010年4月14日

各 位

会 社 名 イオン北海道株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 植村 忠規  
(コード番号 7512 東証一部・札証)  
問合わせ先 取締役兼執行役員  
総務部長 清 水 信 昭  
電 話 番 号 0 1 1 - 8 6 5 - 4 1 2 0

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2010年4月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、2010年5月27日開催予定の第32回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役として優秀な人物を招聘できるよう社外取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第22条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### 2. 日 程

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2009年5月27日(予定) |
| 定款変更の効力発生日      | 2009年5月27日(予定) |

##### 3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款  | 変更定款(案)  |
|---|--|
| <p>第1条～第21条(条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第22条～第27条(条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第28条～第32条(条文省略)</p> | <p>第1条～第21条(現行どおり)</p> <p>第22条(社外取締役の責任限定契約)<br/>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第23条～第28条(現行どおり)</p> <p>第29条(社外監査役の責任限定契約)<br/>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第30条～第34条(現行どおり)</p> |

以上